

『アジア教育文化ジャーナル』刊行規定

刊行規定

1. 中日教育研究学会(元中日教育研究協会)は、研究誌として『アジア教育文化ジャーナル』を原則として年1回刊行する。
2. 本誌の編集・刊行は、中日教育研究学会の電子ジャーナル編集委員会が行う。
3. 本誌は電子化され、本学会のホームページ上に掲載される。その内容は、招待論文、原著論文、研究ノート、実践報告、調査報告、書評、図書紹介等とする。掲載された論文等の著作権は、本学会に属する。なお、著作権の詳細については「中日教育研究学会著作権規程」に準ずる。
4. 本誌に掲載する論文は、編集委員会の依頼した査読者による査読の結果を受けて編集委員会が適当と認めたものとする。原稿1本につき2名の査読者が審査を担当し、外部委員を委嘱することができる。査読結果によって、原著論文、研究ノート、実践報告、調査報告のいずれかとしての掲載または修正後の掲載、もしくは修正後の再審査、掲載不可との判断となる。投稿原稿の掲載に関する最終決定は、電子ジャーナル編集委員会において行う。審査結果に異議のある場合は、編集委員会にその旨文書をもって申し出ることができる。なお、本編集委員会が依頼した論文等は、査読は行わず、編集委員会が適当であるか確認し掲載する。
5. 論文等は、中国・日本を含む東アジアの国の教育や教育に関する文化等について研究した内容を対象とする。但し、東アジア以外の国々や地域との比較研究も可とする。なお、他の刊行物に未発表、未投稿の論文等でなければならない。
6. 自由投稿論文については、査読の結果、掲載決定後に著者から掲載料30,000円を徴収することとする。
7. 論文等は著者の所属先の倫理規定に満たさなければならない。または、著者は日本学術振興会研究倫理eラーニングコース (<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>) を受講済みでなければならない。
8. 原稿の分量は、原著論文の場合は20頁、研究ノート、実践報告、調査報告の場合は15頁を超えないものとする。規定の枚数を超えた場合は、別途掲載料5000円／頁を徴収することとする。

本刊行規定は、2018年 4月22日 初定

本刊行規定は、2019年 5月12日 改定

本刊行規定は、2021年 6月 9日 改定

本刊行規定は、2022年 4月22日 改定

本刊行規定は、2024年 4月21日 改定

本刊行規定は、2026年 5月26日 改定